

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外債1 - 17

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月18日

【発行者の名称】 ドイツ復興金融公庫
(KfW)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント
 クリストフ・ベッカー
 (Christoph Becker, Vice President)
 シニア・マネージャー
 シルケ・ブラッケルスベルク
 (Silke Brackelsberg, Senior Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 もえぎ
 弁護士 北島 義之
 弁護士 山元 貴恵

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
 大手町パークビルディング
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1119

【今回の売出金額】 13,270,000米ドル（邦貨換算額1,446,031,900円）

（ただし、邦貨換算額は、1米ドル = 108.97円（2019年1月17日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年6月22日
効力発生日	平成29年6月30日
有効期限	平成31年6月29日
発行登録番号	29 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	売 出 金 額	減額による訂正年月日	減額金額
29 - 外債1 - 1	平成29年8月10日	2,074,000,000円		該当事項なし

29 - 外債1 - 2	平成29年9月1日	1,407,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 3	平成29年9月20日	7,928,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 4	平成29年9月20日	1,492,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 5	平成29年10月20日	2,459,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 6	平成29年12月8日	2,019,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 7	平成29年12月13日	4,875,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 8	平成30年1月5日	1,366,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 9	平成30年1月23日	1,453,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 10	平成30年2月9日	1,000,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 11	平成30年2月21日	1,153,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 12	平成30年3月15日	4,467,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 13	平成30年3月19日	2,472,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 14	平成30年7月18日	5,878,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 15	平成30年9月14日	7,358,000,000円	該当事項なし	
29 - 外債1 - 16	平成30年10月23日	8,480,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		55,881,000,000円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 544,119,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

<ドイツ復興金融公庫2024年1月満期 株価指数参照米ドル建債券（デジタルクーポン型・早期償還条項付）参照指数：日経平均株価に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

該当なし

第2【売出債券に関する基本事項】

1 売出要項

券面総額	1,327万米ドル
売出価格及びその総額	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 1,327万米ドル
利率 (注3)	() クーポン判定日における参照価格がクーポン判定価格以上である場合： 年7.60% () クーポン判定日における参照価格がクーポン判定価格未満である場合： 年2.50% 参照価格：評価時刻現在の参照指数の水準 クーポン判定価格 = 基礎価格 × 100.00% (注5) 基礎価格：発行日の翌予定取引所営業日の参照価格 (注5)

2 利息支払の方法

(1) 利率および利払日

各利息期間について適用される適用利率（以下「適用利率」という。）および支払われる額面金額当たりのデジタルクーポン型利息は、計算代理人（下記「3 償還の方法 (3) 用語の定義」に定義される。）により以下の通り計算される。

- () 各クーポン判定日（下記「3 償還の方法 (3) 用語の定義」に定義される。）において、参照価格がクーポン判定価格以上であると計算代理人が決定した場合、当該クーポン判定日の直後の利払日に年7.60%の適用利率で利息が付される。初回の利払日である2019年4月10日には、額面金額10,000米ドルに対して152.00米ドルが、2019年7月10日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含む。）までの各利払日には、額面金額10,000米ドルに対して190.00米ドルが支払われる（ただし、いずれも下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。）。
- () 各クーポン判定日において、参照価格がクーポン判定価格未満であると計算代理人が決定した場合、当該クーポン判定日の直後の利払日に年2.50%の適用利率で利息が付される。初回の利払日である2019年4月10日には、額面金額10,000米ドルに対して50.00米ドルが、2019年7月10日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含む。）までの各利払日には、額面金額10,000米ドルに対して62.50米ドルが支払われる（ただし、いずれも下記「4 元利金支払場所 (5) 支払営業日」による調整に服する。）。

3 償還の方法

(3) 用語の定義

本書において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International plc）またはその承継者をいう。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当なし

第4【法律意見】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第5【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本債券に関する2019年1月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成31年1月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし